総 財 務 １ ４ ５ 号
平成１９年６月２２日

各 都 道 府 県 知 事　殿

総 務 事 務 次 官

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布について（通知）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号。以下「本法」という。）が、平成１９年６月１５日に成立し、本日公布されました。

本法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

財政の健全化に関する比率や財政の早期健全化や再生の基準に係る本法施行令及び本法施行規則については、今後、各地方公共団体が本法に基づく制度を前提として平成２０年度予算編成にあたることができるよう年内に制定する予定です。また、その検討に当たっては、地方公共団体からの御意見を伺う機会を設ける予定としております。

貴職におかれましては、本法の内容を十分了知されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対して周知願います。

記

第１　総則

１　本法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであること。（第１条関係）

２　地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実

質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないものとすること。（第３条第１項関係）

3　地方公共団体の長は、公表した健全化判断比率を、速やかに、総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならないものとすること。（第３条第３項関係）

4　総務大臣及び都道府県知事は、毎年度、健全化判断比率に係る報告を取りまとめ、その概要を公表するものとすること。（第３条第４項及び第５項関係）

5　包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができるものとすること。（第３条第７項関係）

第２　財政の早期健全化に関する事項

1　地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならないものとすること。（第４条第１項関係）

2　財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、定めるものとすること。（第４条第２項関係）

3　財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならないものとすること。（第５条第１項関係）

4　地方公共団体は、財政健全化計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならないものとすること。（第５条第２項関係）

5　総務大臣及び都道府県知事は、毎年度、財政健全化計画に係る報告を取りまとめ、その概要を公表するものとすること。（第５条第４項及び第５項関係）

6　財政健全化団体の長は、毎年９月３０日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならないものとすること。（第６条第１項関係）

7　総務大臣及び都道府県知事は、毎年度、財政健全化計画の実施状況に係る報告を取りまとめ、その概要を公表するものとすること。（第６条第２項及び第３項関係）

8　総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができるものとすること。（第７条第１項関係）

9　財政健全化団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならないものとすること。（第７条第４項関係）

第３　財政の再生に関する事項

1　地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならないものとすること。（第８条第１項関係）

2　財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを、再生振替特例債を起こす場合にあっては当該再生振替特例債の償還を完了することを目標として、定めるものとすること。（第８条第３項関係）

3　財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならないものとすること。また、地方公共団体は、財政再生計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に報告しなければならないものとすること。（第９条第１項及び第２項関係）

4　財政再生団体の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならないものとすること。（第９条第４項関係）

5　地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、その同意を求めることができるものとすること。（第１０条第１項関係）

6　地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、総務大臣の同意を得ていないときは、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができないものとすること。（第１１条関係）

7　財政再生団体は、その財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている場合に限り、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起こすことができるものとすること。また、再生振替特例債は、財政再生計画

の計画期間内に償還しなければならないものとすること。（第１２条第１項及び第２項関係）

８　国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとすること。（第１２条第３項関係）

９　財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならないものとすること。（第１３条関係）

１０　総務大臣は、財政再生計画の報告を受けたときは、速やかに、当該財政再生計画を定めた地方公共団体の名称を各省各庁の長に通知しなければならないものとすること。（第１４条第１項関係）

１１　各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再生団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならないものとすること。（第１４条第２項関係）

１２　総務大臣は、通知を受けた場合において当該通知に係る事項が財政再生計画に与える影響を勘案して必要と認めるときは、各省各庁の長に対し、意見を述べることができるものとすること。（第１４条第３項関係）

１３　総務大臣は、毎年度、報告を受けた財政再生計画の内容及び同意に係る協議の結果を公表するものとすること。（第１５条関係）

１４　財政再生団体は、財政再生計画で定めるところにより、当該財政再生団体の長の補助機関である職員を、当該財政再生団体の議会若しくは委員会等の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくはその事務を補助する職員に充て、又はその事務に従事させることができるものとすること。（第１６条関係）

１５　地方公共団体の議会が財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき等には、当該地方公共団体の長は、それぞれ当該議決があった日から起算して１０日以内に、理由を示してこれを再議に付することができるものとすること。（第１７条関係）

１６　財政再生団体の長は、毎年９月３０日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に当該財政再生計画の実施状況を報告しなければならないものとすること。（第１８条第１項関係）

１７　総務大臣は、毎年度、財政再生計画の実施状況に係る報告を取りまとめ、その概要を公表するものとすること。（第１８条第２項関係）

１８　総務大臣は、必要に応じ、財政再生計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができるものとすること。（第１９条関係）

１９　総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができるものとすること。（第２０条第１項関係）

２０　財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならないものとすること。（第２０条第２項関係）

２１　勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならないものとすること。（第２０条第３項関係）

２２　国及び他の地方公共団体は、財政再生団体が財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとすること。（第２１条関係）

第４　公営企業の経営の健全化に関する事項

１　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないものとすること。（第２２条第１項関係）

２　地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、経営健全化計画を定めなければならないものとすること。（第２３条第１項関係）

３　経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、定めるものとすること。（第２３条第２項関係）

第５　雑則

１　地方公共団体は、財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならないものとすること。（第２５条関係）

２　財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第１９９条第６項の監査の要求をしなければならないものとすること。この場合において、地方自治法上の外部監査の規定について必要な読替を行うものとすること。（第２６条第１項関係）

３　財政健全化計画による財政の早期健全化等が完了した地方公共団体の長は、当該財政の早期健全化等が完了した年度の翌年度の９月３０日までに、完了報告書を添えて、当該財政の早期健全化等が完了した旨を議会に報告し、かつ、完了報告書を公表するとともに、総務大臣又は都道府県知事に、当該完了報告書を添えて当該財政の早期健全化等が完了した旨を報告しなければならないものとすること。（第２７条関係）

第６　施行期日等

１　本法は、平成２１年４月１日から施行するものとすること。ただし、第１の２から５まで及び第４の１に関する規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第１条関係）

２　地方財政再建促進特別措置法は、廃止するものとすること。（附則第３条関係）

３　地方公共団体は、当分の間、国、政令で定める独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対し、寄附金等（やむを得ないと認められる政令で定める場合における寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものを除く。）を支出してはならないものとすること。（附則第５条関係）

４　その他所要の経過措置を規定するものとすること。

５　関係法律について所要の改正を行うものとすること。